

第6章 史跡キウス周堤墓群の保存活用の大綱・基本方針

1 保存活用の大綱（史跡の望ましい将来像）

史跡キウス周堤墓群についての調査研究を推進して、史跡の本質的な価値を構成する遺構・遺物の確実な保存を図るとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観の保全を図り、ここで引き出される史跡の価値や魅力を広く伝え、次代へ継承する。

2 保存活用の基本方針

（1）保存

史跡キウス周堤墓群の本質的な価値を将来にわたり保存し、継承するため、土地所有者等の史跡保護への理解の下、遺跡の厳正な保存を図り、縄文時代を彷彿とさせる史跡景観の保全に努める。保存を目的とした調査・研究を計画的に進めて、史跡保護に万全を期すため、追加指定を目指す。

（2）活用

実際の縄文時代の周堤墓が現存し、目の前に見える形で群集しているキウス周堤墓群の特徴に基づく活用を目指す。学校教育や生涯学習においては、周堤墓を持つ縄文社会が存在した地域特有の歴史・文化を体感できる場としての利用促進を図る。また、史跡キウス周堤墓群を「我が国の歴史の正しい理解に欠くこと」のできない国の史跡であると同時に、地域の身近な文化的資産「市民遺産」としてとらえ、地域住民、土地所有者や市民団体と行政が一緒になってこれからの遺跡のあり方を考え、活用を進めていく。

史跡キウス周堤墓群の価値を国内外に発信・周知するために、道内及び東北地方の同時期の遺跡を含めた広域的な文化的観光を推進する。

（3）整備

史跡キウス周堤墓群の整備は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、また次代に継承することを意図して、史跡の価値や魅力を的確に伝えることができる公共空間を造る。ここでは、極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえることが重要である。来訪者を誘導して守るべき史跡景観を損なわないようにするための人工的な場づくりを行うとともに、来訪者にとって価値のある史跡景観の顕在化を図り、史跡の本質的な価値を目に見える形で分かりやすく示す。

（4）運営・体制

史跡キウス周堤墓群保存活用計画に定めた事項を実現するために、千歳市文化財担当課の体制的充実を図るとともに、「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を核とし、全庁での情報共有を図る。また、文化庁を始めとする関係行政機関との連携を図りながら、地域住民・市民と行政が一体となった保存活用の取組を推進する包括的な体制づくり及びその持続を目指す。